

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月3日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	生駒市
4. 届出番号	21
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.ikoma.lg.jp/

執行機関名 生駒市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月生駒市条例第35号)別表第1 5の項 精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条	生駒市精神障害者医療費助成事業実施要綱 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、精神障害者に対し医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		生駒市精神障害者医療費助成事業実施要綱 (別紙1) (別紙2)